

水際域及び水上域における移動体等に関する研究協力協定書の
実施期間更新に関する合意書

防衛装備庁、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所海上技術安全研究所及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所は、「水際域及び水上域における移動体等に関する研究協力協定」（令和5年3月27日付。以下「本協定書」という。）について、本協定書第4条のただし書の規定に基づき、実施期間を本協定書締結日から令和10年3月31日までとする。

令和7年 3月 31日

甲 防衛装備庁陸上装備研究所

所 長

防衛装備庁

長官官房装備官（陸上担当）

乙 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
海上技術安全研究所

所 長

丙 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所

所 長